平成２６年（フ）第７７号
鹿児島県霧島市国分姫城3170番地６
債務者　徳永　博美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
岐阜県可児市矢戸1445番地146
債務者　山本　優希
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１４号
大分県竹田市直入町大字長湯3041番地１市営芹川団地Ａ―１号
債務者　山田　千晴
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第２９５号
沖縄県中頭郡西原町字兼久114番地の10
債務者　城間　　唯
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２４号
青森市大字浅虫字蛍谷74番地19　館山方
債務者　岩渕　悦子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
青森市大字幸畑字谷脇180番地３
債務者　石澤　忠昭
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
山形県最上郡鮭川村大字中渡1533番地９
債務者　荒木みどり
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第２０２号
青森県東津軽郡平内町大字盛田字堤ケ沢126番地
債務者　篠塚えき子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
青森県むつ市大畑町正津川平114番地153
債務者　工藤　勝利
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
青森県下北郡大間町大字奥戸字二ツ石190番地
債務者　能戸真紀子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
三重県名張市鴻之台４番町26番地　ハイツカルム101号、前住所三重県名張市希央台４番町38番地１
債務者　笠井　則子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６３１号
神戸市北区泉台６丁目３番地の１　311号、従前の住所神戸市北区南五葉２丁目４番22―404号
債務者　東原正博こと　鄭　　正博
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７３号
神戸市北区鈴蘭台北町２丁目２番13号
債務者　林　　和美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８７号
兵庫県神戸市垂水区霞ケ丘５丁目４番13号
債務者　手嶋　昌子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０号
熊本県玉名市築地837番地１
債務者　松尾　成年
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１０７号
青森県八戸市大字売市字長根平９番地３　谷地中住宅Ｃ号
債務者　伊藤理恵子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
山口市秋穂東6694番地２　ラクディーナ晴海201号
債務者　安光　真澄
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係